

「新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例（案）」についてご意見を募集します。（パブリックコメントの実施）

現在町は、民間事業者が行う再生可能エネルギー発電設備の設置が地域住民とのトラブルに発展する事案が全国の市町村で生じている現状を踏まえ、関係条例を制定することで事前の対策を講じることとして、準備を進めています。

関係条例案が以下のとおり取りまとまりましたので、町民皆様のご意見を募集致します。

○ご意見を募集する条例案の名称

新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例（案）

○ご意見を募集する期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月31日（金）まで

○条例制定の背景

現在、国の政策として地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、太陽光発電等を中心とする再生可能エネルギー発電事業の普及が全国的に進んでいる現状にあります。

その一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置については、大規模な森林伐採や土地造成等による土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化及び地域住民への設置事業に関する説明不足等によるトラブルなどが全国的な問題になっています。

これらのことから当町においても、再生可能エネルギー事業が地域との共生の中で、町民の安全で安心な生活環境を確保しながら良好な自然環境、景観の保全との調和を図り、推進できるルールづくりが求められており、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、当町における自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に条例を制定するものです。

○公表する資料

- ・新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例案骨子
- ・新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例（案）

○公表資料の入手方法

町のホームページからダウンロードしていただくか、役場企画課窓口で入手することができます。

○意見を提出することができる方

- (1)町内に住所を有する方
- (2)町内に事務所又は事業所を有する方
- (3)町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4)新冠町に納税義務を有する方
- (5)この度のパブリックコメント手続きに係る事案に利害関係のある方

○提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。(パブリックコメント意見提出様式は役場企画課窓口においても配布していません。)

- (1)直接提出 企画課（担当課）で提出を受付けます。
- (2)郵送 〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町企画課 宛て  
※令和8年7月31日消印有効
- (3)ファックス 0146-47-2600
- (4)mail [teijyu@niikappu.jp](mailto:teijyu@niikappu.jp)

○提出されたご意見の取扱い

- ・提出されたご意見は、条例（案）を決定する際の参考とさせていただきます。
- ・条例（案）のご意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・提出されたご意見及びご意見に対する町の考え方は、広報にいかっふ、町のホームページを通じて公表します。※個別の回答は行いません。
- ・口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見以外の内容は公表しません。

○お問い合わせ先

〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町企画課  
電話 0146-47-2498 ファックス 0146-47-2600 mail [teijyu@niikappu.jp](mailto:teijyu@niikappu.jp)